

P.73

◆（山本由美子議員） ただいま議長より発言のお許しをいただきました公明党議員団の山本由美子でございます。会派を代表して質問させていただきます。

質問に入ります前に、来る3月11日、東日本大震災より丸5年を迎えます。公明党は、この5年、被災3県に国会議員や地方議員が入り、被災地との連携を強め、被災者の方々の声を国政に届け、未曾有の大災害からの復興を力強くリードしてきました。どこまでも被災者の方に寄り添いながら、宮城県本部では5回にわたり、仮設住宅入居者へのアンケート調査を実施、寒い東北での切実な声を聞き、おふろの追いき機能の設置など、住環境の改善にも努めてまいりました。被災地に響く復興の土音とともに、インフラや住宅の整備は着実に進んでいますが、今なお17万4,000人もの方々が避難生活を余儀なくされ、被災地では風化と風評という2つの風との戦いが続いていることを忘れてはならないと強く感じています。被災地の皆さんが希望を持ち、一人一人が心の復興を遂げられることを祈り、願ってまいります。

また、東日本大震災の教訓を踏まえ、我がまちの防災・減災対策やコミュニティの推進など、安心して暮らせるまちづくりを目指し、取り組んでまいります。

それでは、通告に従い、質問をさせていただきます。

まず初めに、亀岡市総合戦略の推進について、お伺いいたします。

我が国の人口は減少局面に入っています。2008年に始まった人口減少は、2050年には6割以上の地域で人口が半減し、2割の地域で住民がいなくなると危惧されています。人口減少が社会に与える影響は大きく、人口減少に伴う高齢化社会において経済規模は縮小し、経済の縮小がまた人口減少をもたらす悪循環に陥ると言われています。一方で、東京首都圏への人口集中が進み、地方の人口減少に拍車がかかっているとの指摘もあります。

このような状況を踏まえ、政府は2014年11月に成立したまち・ひと・しごと創生法に基づき、日本全体の人口の現状と将来の展望を示し、今後取り組むべき将来の方向を提示する長期ビジョンと、今後5カ年の目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめた総合戦略が2014年12月27日に閣議決定されました。人口減少に歯止めをかけ、地方の活性化を押し進めることで活力のある社会を再構築していくことを目指しています。さらに、都道府県や市町村には2015年度中に地域の実情を踏まえた地域版総合戦略の策定が努力義務として規定されています。本市においては、人口減少、少子高齢化というピンチをチャンスに変えるべく、本年2月に亀岡市総合戦略が策定されました。新たな価値を創造し、亀岡市の未来をひらく、亀岡市総合戦略を具体的にどう実行していくかが大きな課題となってきます。総合戦略で示す具体的な施策に対し、積極的に国が創設する交付金などを効果的に活用し、重点的に取り組むことで、まちに仕事、新しい人の流れ、若い世代の希望に応える仕組み、安全安心な暮らしを創出し、魅力ある亀岡の実現が期待されます。

そこでお伺いいたします。

1つ目に、国の平成27年度補正予算に計上されている地方創生加速化交付金を活用する広域連携事業と市単独事業について、どのような計画を考えておられるのか、お尋ねいたします。また、国の平成28年度当初予算案に計上されている地方創生推進交付金をどのように活用していく考えなのか、あわせてお聞かせください。

2つ目に、「快適で魅力のある定住環境を整える」「セーフコミュニティで安全安心の定住環境を整える」「交流人口を増加させ、にぎわいを創出する」の3つを基本目標に掲げ策定された亀岡市総合戦略が着実に実行されることで、選ばれたまち、住み続けたいまちの実現につながると考えますが、改めて市長の決意をお伺いいたします。

次に、ストレスチェック制度について、お伺いいたします。

近年、労働者におけるストレスは拡大する傾向にあり、厚生労働省の調査では、仕事、職業生活に関する強い不安、悩み、ストレスを抱えている労働者は約6割と高く、うつ病などの精神障害、自殺事案の労災補償の請求件数、認定件数はともに増加傾向にあり、平成25年の労災認定件数は436件で、年間自殺者数は2万7,283人と高水準にあり、しかも働き盛りの世代の死因の1位が自殺という現状があります。このため、事業所においてより積極的に心の健康の保持、増進を図ることが非常に重要な課題となっています。

こうした背景を踏まえ、平成26年6月25日に、労働安全衛生法の一部を改正する法律が公布され、メンタルヘルス対策として、ストレスチェック制度が新たに創設されました。従業員が50以上の事業所に対して、平成27年12月1日より年1回、心理的な負担の程度を把握するためのストレスチェックの実施が義務づけられています。市役所においても実施対象となっています。

ストレスチェック制度とは、労働者のストレスの状況について検査を行い、本人に直接結果を通知することで、みずからのストレスの状況について気づきを促す一次予防とともに、ストレスの原因となる職場環境の改善につなげ、働きやすい職場づくりを進めることによって、労働者のメンタルヘルス不調を未然に防止することを主な目的としたものです。ストレスチェックにおいては、労働者が自身の状況をありのまま答えられる環境にないと、意図的に回答が操作され、労働者や職場の状況を正しく反映しない結果となるおそれがあります。また、検査の結果、高ストレスにある場合、本人の希望により、医師による面談指導が義務づけられていますが、安心して面談指導の申し出ができる環境を整えないと、高ストレス状況にある労働者がそのまま放置されることも懸念されます。初回、1回目のストレスチェックの実施においては、法律が施行された平成27年12月1日から1年以内の本年11月30日までとされています。

そこでお伺いいたします。

1つ目に、本市職員の精神疾患による長期休職者の状況をお聞かせください。過去3年間の推移をお願いいたします。

2つ目に、ストレスチェック実施に向けての取り組みの現状と課題をお尋ねいたします。

3つ目に、ストレスチェックの結果において、不本意な配置転換など、職場で不利益をこうむるおそれがあるなど、不安を払拭するための環境整備が重要だと考えますが、いかがでしょうか。

4つ目に、市内各事業所についても、労働者自身のストレスへの気づき、心の健康を身近な問題と意識する機会となるよう、市としてストレスチェック制度について啓発する考えはないか、お尋ねいたします。

次に、被災者支援システムについて、お伺いいたします。

被災者支援システムとは、平成7年の阪神淡路大震災で壊滅的な被害を受けた兵庫県西宮市が独自に開発したシステムで、災害発生時の住民基本台帳のデータをベースに被災者台帳を作成し、被災状況を入力することで、罹災証明書の発行から支援金や義援金の交付、また救援物資の管理、仮設住宅の入退去などを一元的に管理できるシステムです。地震などの大規模災害により不自由な生活を余儀なくされている被災者の支援には、被災自治体による迅速な被災者情報の把握とさまざまな行政サービスの提供が求められます。

そこで、膨大な行政事務の負担を軽減し、被災者への迅速な行政サービスの提供に役立つのが被災者支援システムであります。災害発生時、何よりも人命救助が最優先となりますが、次に必要なのは被災者への支援であり、中でも家を失った住民が生活再建に向けて必要なのは、罹災証明書です。罹災証明書を発行するためには、住民基本台帳と家屋台帳、そして被災状況を確認して新たに作成した調査結果、この3つのデータベースを突き合わせる必要がありますが、本市においてはこの3つのデータベースがそれぞれ独立して存在し、一元管理されていない状況でした。仮に、大規模災害が発生した場合、本市においても大量の罹災証明書の発行が必要となり、現状では確認作業に手間がかかり、被災者の方に長期間待たせるなどの負担をかけることとなります。

そのことから、本システムは震災後に導入するのではなく、平時から導入し、事前に備えておく必要があるため、平成23年6月と9月、平成25年6月定例会において提案し、導入を求めてまいりました。平成25年6月定例会の答弁において、京都府により被災者台帳システムに関する研究会が設置され、被災者台帳を用いた生活再建システムの府内一斉導入について検討を進めているとありましたが、昨年12月に策定されました亀岡市情報化推進計画素案の中に、京都市市町村共同被災者生活再建支援システムが、平成28年度より運用と明記されておりました。

そこで、お伺いいたします。

1つ目に、京都府と連携したシステムの概要、進捗状況及び運用に向けての今後のスケジュールについて、お伺いいたします。

2つ目に、本年1月から施行されていますマイナンバー制度は、被災者生活再建支援金の給付や被災者台帳の作成事務など災害対策にも活用できるとされていますが、本システムにおけるマイナンバーの活用により、利便性の向上、煩雑性の解消が図られるのか、お尋ねいたします。

次に、災害廃棄物処理計画について、お伺いいたします。

東日本大震災や広島の大土砂災害、昨年発生した関東・東北豪雨など、近年は膨大な廃棄物をもたらす大規模な自然災害が頻繁に発生しています。そして、そのたびに大量に発生する廃棄物が復旧の妨げとなり、課題となっています。このような中、国において、東日本大震災の経験を踏まえ、災害廃棄物の処理を適正かつ迅速に行うための災害廃棄物対策指針が平成26年3月に策定され、各都道府県や市町村では、この指針に基づき処理計画を作成することが求められております。しかしながら、全国の自治体では、災害廃棄物処理計画の策定が進んでおらず、予期せぬ災害に備えた対策が十分とは言えない状況にあります。

昨年9月、鬼怒川の堤防の決壊により、市街地が広範囲に浸水した茨城県常総市では、路上への不法投棄や、不衛生で悪臭を放つ膨大な量のごみやがれき、災害廃棄物の対応に追われ、復旧作業に支障を来しました。国は、自治体に対し、大規模な災害に備え、事前に仮置き場や処理方法を定めた災害廃棄物処理計画の策定を求めています。茨城県と常総市では計画が未定になっていました。

平成26年から27年にかけて、環境省が実施した調査によりますと、全国の災害廃棄物処理計画は都道府県で約2割、市区町村で約3割しか実際に策定を済ませていないことがわかっています。市区町村に計画策定の義務はないものの、災害の際に混乱が生じるため、昨年5月から、環境省では大規模災害発生時における災害廃棄物対策検討会を定期的に開催し、連絡協議会などを通じて各自自治体に処理計画策定の推進を促しています。また、8月6日には東日本大震災の教訓を踏まえ、切れ目なく災害対策を実施、強化するため、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部を改正する法律」も施行され、翌月に、国、自治体、事業者の連携により災害対応力向上につなげることを目的とする災害廃棄物処理支援ネットワークが発足されました。災害時には、廃棄物を処理するための技術的な助言を行うほか、平時には自治体の処理計画策定を支援する役割が期待されています。

そこで、お伺いいたします。

1つ目に、本市における災害廃棄物処理計画策定の現状と今後の取り組むべき課題があれば、お聞かせください。

2つ目に、現段階での災害廃棄物にかかる仮置き場の設定及び相互支援協定締結の状況について、お尋ねいたします。

次に、避難行動要支援者の支援対策について、お伺いいたします。

東日本大震災においては、被災者全体の死者数のうち、65歳以上の高齢者の死者数が約6割であり、障害者の死亡率は被災住民全体の死亡率の約2倍となるなどの調査結果も出されています。他方で、消防団員や民生委員など、避難支援を行う方も多く犠牲にられました。こうした教訓を踏まえて、国においては災害対策の強化を図ることを目的に、災害対策

基本法が改正され、円滑かつ安全な避難を確保するため、市町村に要介護者や障害のある方など、災害時に自力での避難が困難な方、避難行動要支援者の名簿作成が義務づけられました。名簿は、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、消防や民生委員など関係機関にあらかじめ情報提供するとともに、災害が発生した場合は、同意がなくても必要な個人情報を提供できることとしています。

本市においても、法改正などを踏まえた地域防災計画の改定が行われ、避難行動要支援者の支援体制の強化を図ることとしています。いつ発生するかわからない災害から、避難行動要支援者の犠牲を最小限に抑えるためにも、名簿の整備と情報の共有化、個別計画の策定を着実に進めて、実効ある避難支援を行うための取り組みが重要だと考えます。

そこで、お伺いいたします。

1つ目に、避難行動要支援者名簿の作成状況と対象人数をお聞かせください。

2つ目に、対象者のうち、平時から支援者に名簿を提供することに同意をされた方、不同意の方、また返信のなかった方など、実態をお聞かせください。

3つ目に、避難行動要支援者名簿の提供先をお尋ねいたします。

4つ目に、避難行動要支援者名簿の情報を共有し、災害時の個別計画を事前に細かく決めて訓練するなど、名簿の活用方法についての考えをお尋ねいたします。

次に、木造住宅耐震化促進事業について、お伺いいたします。

平成7年1月の阪神淡路大震災では、6,434人の尊い命が奪われました。このうち、地震による直接的な死者数は5,502人であり、さらにこの90%の4,831人が住宅の倒壊によるものでした。その後の調査によりますと、昭和56年6月1日の建築基準法改正以前、いわゆる新耐震基準の施行以前に着工された建築物の被害が甚大であることが明らかとなりました。そのため、既存建築物の耐震診断、耐震改修を促進することを目的として、平成7年12月に建築物の耐震改修の促進に関する法律、いわゆる耐震改修促進法が施行され、その後、平成16年に新潟中越地震、平成17年には福岡西方沖地震が発生しました。さらに、南海トラフ地震の発生する可能性が増大している状況等を踏まえ、平成17年に耐震改修促進法の一部が改正されました。本市におきましても、この法改正を踏まえ、国の基本方針及び京都府建築物耐震改修促進計画を動かし、平成27年度末における耐震化率90%の目標や取り組みの方針などを定めた亀岡市耐震改修促進計画を平成20年3月に策定し、あわせて市民の生命の安全確保を図るため、補助事業も創設され、木造住宅の耐震化を進めておられます。

平成27年度の木造住宅耐震化促進事業の実績は、耐震診断が20件、耐震改修が12件、簡易の耐震改修が14件と、昨年度より申請は多かったようですが、平成27年6月時点で目標である住宅耐震化率90%を達成するには、あと約3,800戸必要であると伺っていましたので、依然として厳しい状況にあると考えます。

そこで、お伺いいたします。

1つ目に、リフォームに合わせた耐震改修も、補助金の対象になるのか、お尋ねいたします。

2つ目に、住宅の地震対策は耐震補強が最も効果的ですが、経済的な理由で大がかりな耐震改修ができない場合に、家屋が倒壊しても一定の空間を確保することで命を守る耐震シェルター設置についても補助金の対象とする考えはないか、お尋ねいたします。

3つ目に、亀岡市建築物耐震改修促進計画が平成27年度末で計画期間が終了すること、平成25年に耐震改修促進法が改正されたことなどを踏まえ、本計画が今後新たに改定される予定となっていますが、どのような点が見直されるのか、お聞かせください。

4つ目に、耐震化の促進、普及のためのさらなる啓発について、どのように考えておられるのか、お尋ねいたします。

最後に、子どもの貧困対策について、お伺いいたします。

近年、子どもの貧困が大きな社会的課題となっています。厚生労働省の発表によりますと、子どもの貧困率、平均的な所得の半分を下回る世帯で暮らす18歳未満の子どもの割合が、平成24年で16.3%と過去最悪を更新しました。子どもの6人に1人が貧困状態にあり、特にひとり親家庭では54.6%とはね上がり、先進国の中でも最悪の水準にあります。

このような状況を背景に、平成25年6月、子どもの貧困対策の推進に関する法律が成立し、その法律に基づき、全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指して、子どもの貧困対策を総合的に推進するための大綱が、平成26年8月29日に閣議決定されました。子どもは国の宝であり、子どもの将来が生まれ育った環境に左右されず、貧困が世代を超えて連鎖することがないように、必要な環境整備と教育の機会均等を図る子どもの貧困対策は、極めて重要だとしています。また、子どもの貧困対策に取り組むに当たっては、子どもの貧困の実態を適切に把握した上で、施策を推進していく必要があるとされています。

子どもの貧困対策には、教育支援、生活支援、保護者に対する就労支援や経済的支援など、複合的な取り組みが必要とされ、各部署が連携して取り組むことが重要であると考えます。大綱では、貧困の連鎖を断ち切るため、学校をプラットフォームとして位置づけ、総合的な子どもの貧困対策を展開することとしています。学校をプラットフォームに位置づけた意味は大変重要で、学校教育による学力の保障など、教育機会の提供が大きな柱となっているほか、地域による学習支援、学校を窓口とした福祉関連機関との連携による支援にも期待が寄せられています。

そこで、お伺いいたします。

1つ目に、子どもの貧困の実態について、どのように把握され、認識されているのか、お尋ねいたします。

2つ目に、プラットフォームとして学校の役割をどのように捉えているのか、お聞きいたします。

3つ目に、学校による学習支援や大学生、元教諭など、地域住民による学習支援の充実について、取り組みをお聞かせください。

4つ目に、子どもたちを取り巻く環境は、子どもの貧困を含め複雑化、多様化しており、学校だけでは解決できない課題もふえていることから、社会福祉の専門的な知識や技能を備えているスクールソーシャルワーカーの役割が非常に重要であると考えますが、現状と今後の対応をお聞かせください。

5つ目に、生活保護を受けている世帯、要保護及び生活保護に近い状態と市が認定した世帯、準要保護に対し就学援助を行っています。準要保護世帯に支給されている新入学児童生徒学用品費について、入学前の必要な時期に前倒しして支給できないか、お尋ねいたします。

以上で、1回目の質問を終了させていただきます。

P.80

◎市長（桂川孝裕） 山本議員の御質問にお答えいたします。

まず初めに、亀岡市総合戦略の推進についてであります。特にその中で、地方創生加速化交付金を活用する広域連携事業と単独事業については、どのような計画を考えているのかということと、あわせて、どのように活用していくのか、その考えをということでございました。平成27年度と平成28年度ということでございます。

平成27年度の補正予算の地方創生加速化交付金につきましては、2月15日に策定、公表した亀岡市総合戦略に位置づけた事業から、広域連携事業が4事業、単独事業が2事業で、合計6事業の計画書を内閣府に提出しているところであります。

計画の内容は、広域連携事業として交流人口の拡大や移住・定住促進などの取り組みを、京都府及び近隣自治体等と連携して進める「森の京都」や、京都丹波関連事業など、また、単独事業としては、本市の地域資源を活用し、魅力を発揮することで交流人口の拡大や雇用の確保につなげる「保津川の魅力を活用したまちおこし」や、「森のステーション・匠ビレッジ事業」であります。これらの関連する予算につきましては、3月補正予算案に計上し、今定例会に追加提案させていただきますので、御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

次に、国の平成28年度当初予算案に計上されています地方創生推進交付金につきましては、総合戦略に位置づけられた自主的、主体的で先導的な事業を支援することとされております。申請に当たっては、原則として市町村で2事業までを目安として、地域再生計画の作成、申請を行い、内閣総理大臣の認定を受ける必要があります。この交付金を有効に活用し、亀岡市総合戦略を推進し、地域の活性化を図ってまいりたいというふうに考えているところであります。

次に、策定された亀岡市総合戦略が着実に実行されることで、選ばれるまち、住み続けたいまちの実現につながると考えるが、改めて私の決意を問うということでございますが、本市においては、少子高齢化とともに多くの若者が都市圏に流出するなど、人口減少対策が喫緊の課題となっており、この状況に歯どめをかけ、活力ある地域社会を維持していくことを目的に、亀岡市総合戦略を策定したところであります。

この総合戦略の中には、3つの基本目標である定住促進・少子化対策、安全・安心の推進、にぎわいの創出における具体的施策を掲げ、地域の特性を生かした魅力あるまちづくりを進めていくものであります。今なお、人口減少が進行する中で、各分野に即した取り組みを進めていくためには、市民と行政が亀岡市のよさを共有、発信するとともに、市外からの流入人口を増加させることで人口減少社会に立ち向かい、数々の工夫を凝らしながらさまざまな施策に果敢にチャレンジしていくことが必要であると考えているところであります。

亀岡市の10年後、15年後の未来をも見据えたまちづくりを着実に推進し、選ばれるまち、住み続けたいまち、新たな亀岡市の実現に向けて挑戦していく決意であるということをおし述べておきたいというふうに思っています。

次に、ストレスチェック制度についてでございますが、本市職員の精神疾患による長期休職者の状況はどうかということでございます。

本市における過去3年の長期休職者は今年度が3名、平成26年度が2名、平成25年度が2名、平成24年度が2名となっているところであります。

ストレスチェック実施に向けての取り組みの状況と課題はということでございますけれども、実施に向け庁内に設置しています安全衛生委員会等において、実施規程の整備や方法等について検討を進めているところであります。課題としては、このストレスチェックは、職員が自分のストレス状況を適切に把握することを通じて、メンタル不調を未然に防止することを目的としているということから、対象職員が安心して適正に受検できるようにすること、及びその結果として得られる情報の適切な活用並びに情報管理が課題であるというふうに考えているところであります。

また、ストレスチェックの結果において、職場で不利益をこうむるおそれがあるのではないかとということでありますが、それについては、ストレスチェックの結果等で不利益な扱いをすることはないということでありますけれども、その結果の適正な管理について、職員が不安に感じることはやはり予想されることであります。産業医を含め、安全衛生委員会において、実施にかかわる規程整備を行って、その中で受検の有無や結果、あるいはその後の面談等について、受検した職員に不利益な扱いをしないように規定するとともに、それらを確実に周知して、不安の払拭に努め、安心して受検できるよう環境整備を図ってまいりたいというふうに考えているところであります。

また、本市の各企業団体にも啓発する考えはということでございます。

亀岡市では、広く市民を対象に、心の健康に関する事業を進めております。勤労者世代の自殺が報告されることを踏まえて、市内の事業所にも本市や関係機関が実施する相談窓口、「こころの体温計」などの利用を案内し、今後も啓発活動を通じて呼びかけていくこととしているところであります。

また、良好な職場環境改善と社員の健康管理は経営者の責務であり、企業価値の向上につながることから、本市の広報媒体のみならず、亀岡商工会議所等の機関紙等を活用し、会員企業を初め事業者への周知を図るとともに、労働組合など

を通じて労働者にも認知されなければならず、労使双方から認知度と意識を高めるため、機会あるごとに広く企業、団体に啓発していきたいというふうに考えているところであります。

次に、京都府と連携したシステムの概要、進捗状況及び運営に向けたスケジュールはということでございます。

京都府共同利用型被災者生活再建支援システムについては、京都市を除く25市町村で運営する京都府自治体情報化推進協議会が、被災者の生活再建支援にかかわる一連の業務をサポートするシステムであります。システム概要としましては、住民基本台帳及び家屋課税台帳データを利用して、1つ目に、大規模災害時における家屋被害調査、2つ目に、罹災証明等の発行、3つ目に、被災者台帳の作成を行うものであり、被災状況の調査結果を短時間で効果的に処理し、発災後、短時間で罹災証明が発行でき、被災データを一元管理することができるというふうに思っております。この支援システムは、平成27年7月1日から運用開始し、現在、府下全ての市町村でシステム活用できるよう、調整作業を実施しているところであります。なお、このシステムは既に、平成24年8月の京都府南部豪雨災害や、平成25年台風第18号災害、平成26年8月豪雨災害において、宇治市と福知山市で試行的に利用されており、近隣市町村等で災害が発生し、職員派遣を要請した際に、システムを共有することとなるため、円滑な運用ができるよう準備作業を進めているところであります。

また、マイナンバーの活用により、より利便性の向上ができないかということでございますが、現在のところ、マイナンバー制度と連携してはないということであります。今後、京都府自治体情報化推進協議会において、システムの更新等を行い、マイナンバーを活用することにより、さらに作業効率が向上するものと考えているという状況であるということをお伝えしておきたいというふうに思います。

次に、本市における災害廃棄物処理計画策定の現状と今後取り組むべき課題はということでございます。

本市の災害廃棄物処理計画は、平成10年に策定されました震災廃棄物対策指針及び平成17年に策定されました水害廃棄物対策指針に基づき、平成18年に策定いたしました。国においては、東日本大震災等、近年の災害の課題を踏まえ、両指針を統合して、平成26年3月に災害廃棄物対策指針を策定、平成27年8月に施行された廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部を改正し、災害時における廃棄物処理施設の新設または活用にかかわる特例措置等の法整備が行われたところであります。

今後は、この新しい指針に基づき、京都府が見直しを進める災害廃棄物の処理計画との整合を図りつつ、発生した災害廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うため、必要な事項を見直していくための検討を進めてまいりたいと思います。

次に、仮置き場の設定及び相互支援協定締結の状況はということでございますが、平成18年に策定いたしました災害廃棄物処理計画におきましては、仮置き場候補地案が示されていますが、京都府が見直し予定の災害廃棄物の処理計画や、亀岡市地域防災計画との整合を図る必要があり、今後、災害廃棄物処理計画の見直しにあわせて検討してまいりたいというふうに考えております。

東日本大震災の経験から、大量に発生した廃棄物の処理を含めた災害を想定した相互支援協定は極めて重要であるというふうに考えております。このため、平成26年5月に、大丹波連携推進の一環として、京都府と兵庫県の隣接市町が災害時等相互応援に関する協定を締結したところであり、今後、協定の具体化を図り、連携してまいりたいと考えているところであります。

次に、避難行動要支援者名簿の作成状況と対象人数はということでございます。

亀岡市の避難行動要支援者名簿につきましては、災害発生時において、障害者や寝たきり高齢者等の要支援者を速やかに救出、援護するため、支援システムを導入し、名簿を作成いたしました。現在の名簿登録者は1,423人となっているところであります。

その質問の中に、同意された方、不同意の方、返信がなかったらどうなのかということがございましたので、答弁したく思います。

平常時から、避難支援者に対して名簿提供に同意されている方は697人であり、全体の49%となっているところであります。また、同意されていない方は169人、返信がなかった方は557人となっております。この名簿は、住民の生命や財産に危険が伴うような大規模災害発生時には、同意の有無にかかわらず提供できることとなっていることを申し述べておきたいというふうに思います。

次に、その名簿の提出先はということでございますが、現在、実施しているふれあいネットワークの名簿は、警察、消防、自治会、民生委員児童委員に提供しているところであります。避難行動要支援者名簿については、これらの提出先に社会福祉協議会を加え、協定を締結した上で情報共有することとしたいと思っております。この協定は、平成28年度に実施してまいりたいというふうに考えているところであります。

次に、名簿の情報を共有し、災害時の個別計画を事前に細かく決めて訓練するなど、活用法についてはどうかということでございますが、この名簿は、災害発生時に要支援者が迅速に避難できるようにすることが目的であることから、名簿が有効に機能するよう、平常時から要支援者の住所及び状況を把握し、地域での見守りやマップづくり、避難訓練などに活用できることが望ましいと考えております。

現在、避難行動要支援者の個別計画については着手できておりませんが、今後、関係機関と情報共有する中で、可能なところから取り組んでまいりたいと考えているところであります。

次に、木造住宅の耐震化促進事業についての質問でございますが、まずはリフォームに合わせた耐震改修も補助金の対象となるのかということでございます。

リフォームに合わせ施工していただくことは可能であります。ただし、耐震改修にかかる部分のみ、設計費と改修費が補助対象になるところで、リフォーム部分は補助金の対象とはならないという状況にあるということであります。耐震

改修の部分のみということが大前提となっているところであります。

耐震シェルターの設置を補助金の対象にする考えはということではありますが、昨年6月に山本議員から御質問をいただいた後に、京都府に対しまして、耐震シェルターについても補助対象への拡大について、要望を行ってまいりました。その関係もあって、京都府では、平成28年度から耐震シェルターを補助対象とするための予算案を、現在開会中の府議会に提出されているというふうにお聞きしているところであります。

本市といたしましても、改修工事費に比べると設置費用等も安価であり、地震から市民の命を守ることに有用な方策であると考えておりますので、今後、京都府と確認しながら、導入に向けて進んでいきたいと考えておりますが、耐震シェルターにもさまざまな種類があるということで、補助対象にするものとか、対象にしないものというものが出てくると思いますので、その辺はしっかりと京都府と協議して、基準に合ったものに対して、導入に向けて確認をしてまいりたいというふうに思っております。

次に、亀岡市建築物耐震改修促進計画を今後新たに改訂する予定となっているが、どのような点が変わるのかということでございます。

市町村の定める耐震改修促進計画については、建築物の耐震改修の促進に関する法律第6条第1項において、都道府県耐震改修促進計画に基づき策定するものとされております。このため、現在、京都府において、京都府建築物耐震改修促進計画の策定作業が進められておりますので、本計画との整合を図りながら、平成28年度に本市の計画を策定してまいりたいと考えており、今定例会に当該予算を提案させていただいているところであります。

内容につきましては、耐震化率の新たな目標数値の設定はもとより、住宅で亡くなる人を減らすための幅広い施策や、地震直後において人命救助等の活動を迅速に実施するため、緊急輸送道路沿道建築物の耐震化事業についても盛り込む必要があると思っております。

また、耐震化の促進、普及のためにさらなる啓発はということでございますが、相談体制の充実を図るとともに、耐震診断を受けられて耐震改修に至っていない方々の改修への誘導、リーフレット等の全戸配布や講演会、セミナーの開催、リフォームに合わせた耐震改修の誘導、昭和56年以前に建築された住宅団地等での勉強会を通じて、まちぐるみでの耐震推進に関する取り組みを促進し、さらなる普及啓発に努めてまいりたいと考えているところであります。

次に、子どもの貧困対策についてであります。

貧困の実態をどう把握し、認識されているのかということの御質問でございました。国及び京都府の調査によりますと、子どものいる貧困世帯の半数以上はひとり親世帯であり、特に母子世帯の就労収入は200万円未満が約7割であるという結果が出ているということでございます。本市におきましても、ひとり親世帯の児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的に支給しております児童扶養手当の支給対象者数の増加や、その申請内容から把握しており、また要保護児童対策地域協議会で支援している世帯の状況等からも、厳しい状況であると確認しているところであります。特に、平成20年度では770人であったものが、平成26年度は935人となって、1.2倍になっているという状況があるということですから、大変厳しい状況に陥っているということは言うまでもありません。

プラットフォームとしての学校の役割をどう捉えているかということでございます。プラットフォームとしての学校の役割は、大きく分けると2つだと思っております。その1つは、子どもの状況に応じて家庭を地域、関係機関など必要な支援へとつなぐことであり、そのために児童生徒や保護者に寄り添う姿勢を大事にし、それぞれの児童生徒の学習状況、生活実態について、常にアンテナを高くして的確に把握し、必要な支援が受けられるようにつないでいくことだというふうに考えているところであります。

2つ目は、教職員が子どもとつながることだと考えています。個々の教職員が子どもの貧困対策の重要性やスクールソーシャルワーカーの有用性を理解し、子どもとつながるために、日常から児童生徒の理解と認識を深め、学校全体の推進体制のもとに、個々の児童生徒の状況把握による学習支援や、養護教諭やスクールカウンセラーを中心に心のケアを図ることだと考えているということでございます。また、経済的支援や子どもの居場所づくり等の生活支援が重要なことと考えており、教職員がこれらの支援についての認識を深めるとともに、スクールソーシャルワーカーを中心に、関係情報の収集や外部機関との連携体制の構築を図っていく必要があると考えているところであります。

次に、子どもの貧困対策の中で、特に学習支援の充実についての取り組みはということでございます。学習支援については、少人数授業や複数体制での授業のほか、個別指導や長期休暇期間中の学習教室など、個々の課題に応じた指導に努めており、そうした取り組みに大学生のボランティアも加わっていただいております。限られた人材等の効果的な活用を図っていきたいと考えているところであります。

また、地域での学習支援については、学校支援に取り組まれている組織、団体と連携し、地域の実情に応じた学習支援の取り組みについて、研究してまいりたいというふうに考えているところであります。

次に、子どもたちを取り巻く環境は、子どもの貧困を含め複雑化、多様化していることから、社会福祉の専門的な知識や技能を備えているスクールソーシャルワーカーの役割が非常に重要であると考えているが、現状と今後の対策はということでございます。本市の状況は、中学校2校と小学校3校に「まなび・生活アドバイザー」として、京都式スクールソーシャルワーカーが配置されているところであります。中学校配置の「まなび・生活アドバイザー」は、社会福祉士の資格を有する方が中心で、生活習慣や学習習慣及び生徒指導上の課題を抱える生徒を、必要とする支援機関等とつなぐためのコーディネート役割を果たしています。また、小学校配置の「まなび・生活アドバイザー」は、退職教員等が中心で、家庭や地域と連携する中で、生活習慣や学習習慣及び児童指導上の課題を抱える子どもたちの直接指導に当たっているという状況にあります。今後は、京都府と連携しながら、配置校の拡充を図るとともに、「まなび・生活アドバイザー」の効果

的な活用について、検討してまいりたいというふうを考えているところであります。

最後の御質問になりますが、準要保護に支援される就学援助の新入学児童生徒学用品費において、入学前に前倒しで支給できないかということであります。亀岡市就学援助規則では、就学援助を受けることができる者は、亀岡市立小学校に在学する児童もしくは亀岡市立中学校または亀岡市に居住し、京都府立中学校に在学する生徒の保護者としていることから、就学予定者への支給はいたしていないという状況であります。

全国的には、入学予定者に支給している自治体も幾つかあるようですが、実施に向けては規則改正やシステム改修など、クリアしなければならないハードルがあるほか、入学予定校での口座の登録や返還金の回収が困難などの課題もありますので、これらを調査研究して、今後なるべく、困難な方々に対応できるように考えていければというふうに思っておりますが、まずはそのような課題を克服してからということになる予定であります。

以上、山本議員からの御質問にお答えいたしました。

P.86

◆（山本由美子議員） 市長におかれましては、御丁寧な御答弁をいただきまして、ありがとうございました。

総合戦略のほうは、5年間で指標も示しまして、その成果が問われるということですので、決意としまして、果敢にチャレンジしていくということでおっしゃっていただきました。本当にそれぞれの施策を1つずつ着実に実行することで、地域の活性化につながるというふうに思っていますので、今後ともよろしく願いいたします。

それでは、2回目の質問をさせていただきたいと思えます。

避難行動要支援者のところについてですが、他市ではありますけれども、名簿を提供された民生委員さんが、その名簿を見たときに、明らかに自力で、支援をされていない方の名簿がそこに入っていないという、そういう状況があったということでお聞きしました。不同意であれば、その方の意思でされていないということでもいいのですけれども、先ほどもちょっと言っていただきました、返信をされていない方が557名、本市でもおられますので、その方たちに対して、今後どのように対応されていくのかということをお聞きしたいと思います。また、不同意の方も年に1回か、更新をされていくのかどうかということも、この名簿に関してお尋ねしたいと思います。

それと、個別計画ですが、なかなか名簿ができたからといって、すぐに一人一人に合った計画を立てて実行性ある避難行動につながるというのは難しいかと思うのですけれども、最終的にはそこに行き着くというか、そこを目標にしていたきたいなというふうに思っております。

名簿をいただいたその地域の方ですね。消防でありますとか、自治会でありますとか、そういう方が名簿をもらっても、どのようにそういう個別計画に向けて取り組んでいったらいいかということがわからないというふうなこともお聞きしますので、市としてはどのように、これに関してかかわっていくのかという点で、聞かせていただきたいと思えます。

木造住宅耐震化促進計画事業につきましては、先ほど市長のほうからも御答弁いただきました耐震シェルターにつきまして、京都府のほうで、当初予算のほうで上げていただいているということで、今後、通れば、本市においても対象にさせていただけるようにということで、お願いしたいと思えます。前向きに動いていただきまして、ありがとうございます。

子どもの貧困対策についてですけれども、子どもの貧困というのは本当に大きな問題になっていますけれども、まずはどういうふうな施策をしていったらいいかということで、実態をやっぱり把握していくということが大事だと思います。実態調査が必要ということで、大阪市におきましては、ことしの6月から7月にかけて、市内の小学5年生、中学2年生、そして就学前の5歳児の計約6万人を対象として、この生活習慣や学習環境などの実態調査を行うこととしております。これは貧困の連鎖を断ち切るためということでもありますけれども、また子どもの生活実態調査をめぐっては、足立区も昨年の7月から11月にかけて、区立の小学1年生約5,400人を対象に、保護者の学歴や世帯収入とか、また起床時間とか、朝食に何を食べたとか、虫歯が何本あるとか、そういう生活状況も実態調査をされているということですので、本市においてはまだそういうところまで至っていないのかなというふうに思うのですけれども、国の大綱でも、やっぱりこういうふうな、まずは実態調査からということで言われていますし、平成27年3月に京都府のほうでも京都府子どもの貧困対策推進計画が策定されまして、その中でも「施策を適切に推進するためには、子どもが置かれている貧困の実状を適切に把握する必要があることから、実態把握の調査研究に取り組み、その分析を行った上で対策に生かします。」と明記されていますので、やっぱりこの子どもの現状を把握する上で、貴重なデータになるというふうに思いますので、実際にこの亀岡市としてもそういう実態調査をするというお考えはないかということをお聞きしたいと思えます。

最後の準要保護に支給される就学援助のうち、新入学児童生徒学用品費について、本当に入学前の必要なときに支給できないかということで質問させていただきまして、いろんな課題があるかと思うのですけれども、実際に石川県の白山市では、就学援助制度のうち、この入学前に準備が必要な学用品については、そこだけですけども、前もって支給をされております。また、福岡県福岡市でも入学前の3月に支給をされているということもありますので、そしてこの石川県では、先ほども言うておられた、先に支給をされても入学をされない、転勤をされて引っ越しした場合などで入学されないという場合も懸念されるということで、同意書というのをつくっておられまして、入学しなかった場合にはちゃんとそのお金は返金しますという申請書とともに同意書もつくっておられるということでした。ですので、もうそういう規定があってもいいというのではなくて、できる方向で進めていただきたいなど。今、数多くの自治体がそういうふうに向き、寄り添うというか、その生活者の視点に立ってまずいろんな事業を起こしておられますので、亀岡市も検討していただくということができないかどうかということをもう一度確認させていただきたいというふうに思います。本市の就学援助率というのをお聞きいただきたら、全国は平成25年で小学校で14.40%、中学校で17.47%でした。本市では平成25年で小学校18.2%、中学校で20.2%。平成26年を言いますと、小学校で18.3%、中学校で21.4%と、全国と比べると

高い水準にあるのかなというふうに思っております。それだけ生活に困っておられる方がふえているということも考えられますので、この辺はしっかりと検討していただきたいなというふうに思います。

生活保護を受けておられる方は、3月の時点で、3月の保護費と一緒に入学準備金というのをいただいていますので、ちょっとの差で生活保護を受けておられない準要保護の方もいらっしゃると思いますので、その辺を加味していただきまして、前向きに考えていただきますことをお願いしたい。その辺のちょっと御意見、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

2回目の質問を終わらせていただきます。

P.88

◎市長（桂川孝裕） まずは、要支援者に対します名簿の関係ですが、今現在、557名が返信がなされていないということとあります。やはり、これについては、亀岡市としてもしっかりと本人さんに確認をしていくという対策をとっていかねばならないというふうに思っていますので、今後、しっかりと働きかけをしてまいりたいというふうに思います。

そして、個別計画についてであります。まずは同意のある方から、順次その個別計画をつくりながら対象にしていて、避難訓練等も含めて取り組んでいくような形で進めていきたいと思ひますし、同意がまだ得られていない方についても、やはりこれは亀岡市として、今後そういういざというときのことを含めて、働きかけをしていかねばならないというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、木造住宅シェルターについては、今、これは京都府で進めていただいておりますので、亀岡市も京都府に準じた形で整合性を図りながら、取り組んでいくように考えてまいりたいというふうに思っております。

次に、子どもの貧困対策についてですが、実態調査というのは今現在ではできていない状況もありますので、今後について、少し、どういう形でやることのできるかを含めて、他市の状況も少し見ながら検討してまいりたいというふうに思っております。今の段階ではすぐできるという状況にはないということを申し添えておきたいというふうに思ひます。

そして、学用品の関係については、今、言われましたように、かといってこの3月というのはちょっと無理ですので、やはり来年度に向けて検討して、なるべく対応できるように検討して、やり方、方策を含めて検討してまいりたいと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

P.88

◆（山本由美子議員） 1つ、個別計画の分です市のかかわりというところ、答弁いただきたいと思ひます。

P.89

◎市長（桂川孝裕） 個別計画については、ちょっと私、先ほど言ったように思うのですが。市のかかわりですか。

一応、個別計画については、市としてもしっかりとかわっていかねばならないと思ひますし、特にまずは同意のある方からやはり対応していくことが大前提となるというふうに思っております。

いざというときに、行政がそういう方々の避難を含めて、もちろん自治会や消防、警察、また社協にもお世話になることになるわけですが、最終的には市が責任を持って取り組んでいかねばいけないうこととありますから、積極的にそのことにはかわってまいりたいと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

P.89

◆（山本由美子議員） ありがとうございます。

就学援助制度については、来年に向けて前向きに考えていただけるということでしたので、よろしくお願ひいたします。

あと、貧困問題については、多部署にまたがって取り組んでいかねばならない問題であると思ひますので、その辺もいろんな問題もありますけれども、子どもたちが将来に希望が持てるような、そういう取り組みを前向きに進めていただきたいと思ひます。

以上で全ての質問を終了いたします。ありがとうございました。

---